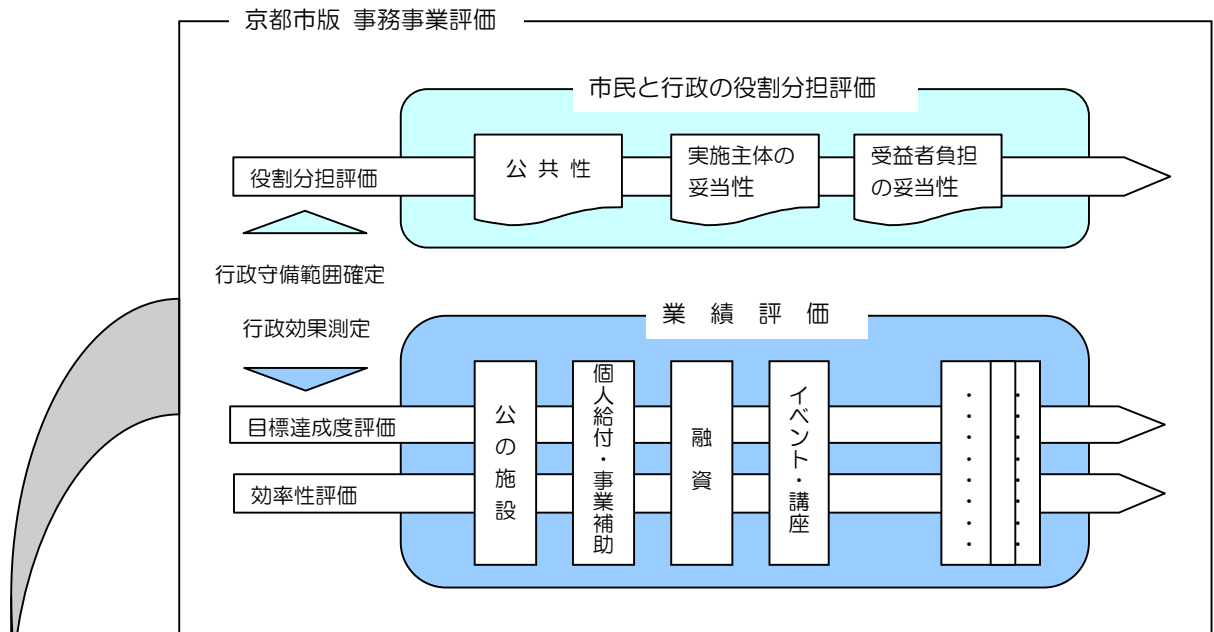


事務事業評価の構成

本市の「事務事業評価」は、下図のように大きく2段階で評価する方式を取ることとしています。

具体的には、まず、**第1段階**として、「**市民と行政の役割分担評価**」を行います。ここでは行政の守備範囲に主眼をおき、当該事務事業を京都市として引き続き行っていくべきか、民間委託ができないかなどといった大きな方向性を判断します。

次いで**第2段階**として、「**業績評価**」を行います。ここでは事務事業の業績に主眼をおき、目標達成度や効率性などを評価します。



<第1段階> 「市民と行政の役割分担評価」

事務事業の性質を評価します。

- ・ 「公共性」
- ・ 「実施主体の妥当性」
- ・ 「受益者負担の妥当性」

行政サービスとして継続していくべきかどうかの判断材料として活用します。



<第2段階> 「業績評価」

事務事業の業績を評価します。

- ・ 「目標達成度評価」
- ・ 「効率性評価」
- ・ 「市民参加度」
- ・ 「市民満足度」

行政サービスの継続的改善を行う判断材料として活用します。